

## 単品スライド条項に基づく減額変更の取扱いについて

工事請負契約約款第 26 条第 5 項及び製造請負契約約款第 25 条第 5 項(単品スライド条項)については、原油価格等の高騰に伴い、請負代金額の増額変更の運用を行ってきましたが、建設資材価格が著しく下落した場合についても、それに伴い、請負代金額の減額変更を次のとおり行いますので、お知らせします。

### 1 概要

主要な工事材料の価格が著しく下落し、当該工事材料ごとの変動額が請負代金額の 1 % 以上になる場合に、単品スライド条項に基づく減額の変更を適用します。

### 2 適用基準日

平成 21 年 3 月 17 日

### 3 留意事項

単品スライド条項に基づく請負代金額の減額変更の請求は、残工期（部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む。）が 2 月以上ある場合に限り行います。

ただし、経過措置として、履行期限が平成 21 年 4 月 1 日以降で、かつ、平成 21 年 6 月 30 日以前である工事については、工期満了前であれば、平成 21 年 5 月 1 日まで請求できるものとします。

### 4 要綱

単品スライド条項取扱要綱

URL:

[http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei/tannpinnsuraido\\_youkou.pdf](http://keiyaku.city.yokohama.lg.jp/epco/keiyaku/kitei/kitei/tannpinnsuraido_youkou.pdf)

(問合せ先)

行政運営調整局契約第一課

電話：6 7 1 - 2 2 4 6